

【フラット35】対応

木造住宅工事仕様書

平成24年版

この仕様書は、フラット35の設計検査、工事請負契約等に添付してお使いいただくことができます。

本仕様書に修正が必要な箇所があった場合には、
井上書院ホームページ (<http://www.inoueshoin.co.jp>) に公開します。

〈お問合せ先〉

仕様書の購入に関するお問合せ	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書を注文したい 最寄りの販売窓口を知りたい 	井上書院 TEL 03-5689-5481 受付時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
仕様書の記載内容に関するお問合せ	<ul style="list-style-type: none"> 軸組の仕口の仕様について知りたい 外壁通気層の仕様について知りたい 	住宅金融支援機構 仕様書サポートダイヤル TEL ☎ 0570-0860-44 受付時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く) 一般電話からは、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ご利用いただけない場合 (IP電話、PHS、海外からの国際電話など) は、次の番号におかけください。 TEL 03-5800-8163 (CS 推進部 住宅技術情報室 技術支援グループ)
【フラット35】に関するお問合せ	<ul style="list-style-type: none"> フラット35の最新の金利情報を知りたい フラット35の技術基準が知りたい フラット35の物件検査の申請先を知りたい 	住宅金融支援機構 お客様コールセンター TEL ☎ 0570-0860-35 受付時間 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) 一般電話からは、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ご利用いただけない場合 (IP電話、PHS、海外からの国際電話など) は、次の番号におかけください。 TEL 048-615-0420

フラット35サイトは【フラット35】の情報満載!

www.flat35.com

【フラット35】対応 木造住宅工事仕様書 平成24年版
2012年10月1日 第1版第1刷発行

禁無断転載

編者 独立行政法人住宅金融支援機構©
発行者 関谷 勉
発行所 株式会社井上書院
東京都文京区湯島2-17-15 斎藤ビル
電話(03)5689-5481 FAX(03)5689-5483
<http://www.inoueshoin.co.jp>
振替00110-2-100535

印刷所 新日本印刷株式会社

ISBN 978-4-7530-2456-8 C3052

Printed in Japan

18. 省令準耐火構造の住宅の仕様

18.1 一般事項

1. 省令準耐火構造の住宅の仕様は、この項による。
2. 本項は、すべての構造耐力上主要な部分の軸組材に、製材、集成材又は単板積層材の材料を用いた住宅に適用する。ただし、18.12（その他）の5による鉄筋コンクリート造としたものについては、この限りではない。
3. この項に掲げるもの以外の材料又は仕様とする場合は、住宅金融支援機構の認めたものとする。

18.12の5 229頁

用語

省令準耐火構造

「省令準耐火構造」は、住宅金融支援機構の融資等に特有の構造で、省令で定める基準に適合する住宅*をいい、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防耐火性能をもつ構造として、以下のように定められている。

- ① 外壁及び軒裏が、建築基準法第2条第8号に規定する防火構造であること。
- ② 屋根が、建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するもの（不燃材料で造りまたはふく等）であること。
- ③ 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に15分間以上耐える性能を有するものであること。
- ④ ①～③に定めるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること。

*勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ(2)に規定する住宅又はその部分

18.2 屋根、外壁及び軒裏

1. 屋根は、次のいずれかとする。
 - イ. 不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造るか、又はふく。
 - ロ. 準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とする。
 - ハ. 耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30°以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。
 - 二. 前各号に定めるもの以外の仕様とする場合は、建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号の規定に適合するものとして、国土交通大臣が認めるものとする。
2. 外壁及び軒裏は、次のいずれかとする。
 - イ. 鉄網モルタル塗りで、塗厚を20mm以上とする。
 - ロ. 木毛セメント板張り又はせっこうボード張りの上に、厚さ15mm以上モルタルを塗る。
 - ハ. モルタル塗りにタイルを張り、その厚さの合計を25mm以上とする。
 - ニ. セメント板張り又はかわら張りの上にモルタルを塗り、その厚さの合計を25mm以上とする。
 - ホ. イからニに掲げるもの以外の防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ。）とする。
 - ヘ. 前各号に定めるもの以外の仕様による場合は、建築基準法第2条第8号の規定に基づき国土交通大臣が認めるものとする。
 3. 2に掲げる材料の品質は、JISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

留意事項

省令準耐火構造の住宅の外壁の仕様

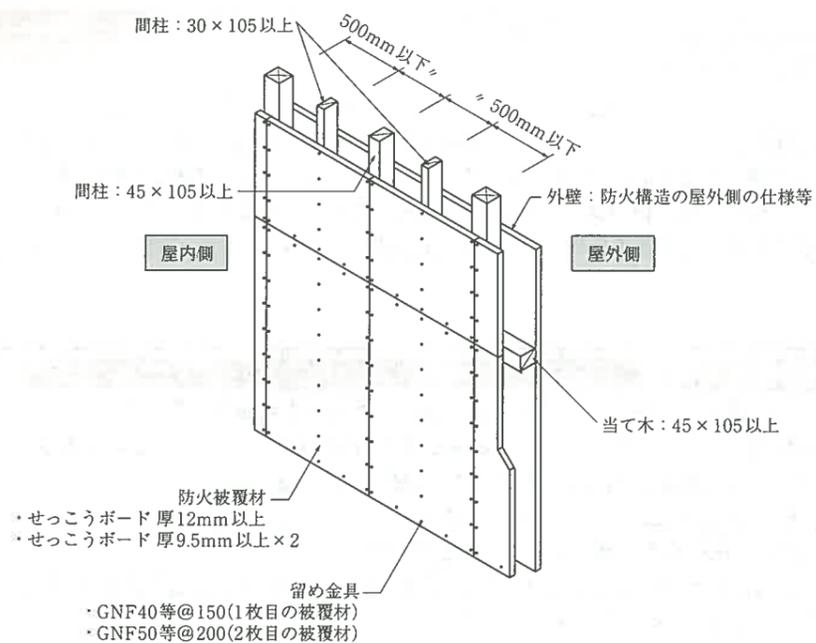
省令準耐火構造の住宅では、外壁を建築基準法に定める防火構造とすることが必要である。平成12年の建築基準法改正による性能規定化以後、外壁を防火構造とする場合は、屋外側に加え、屋内側も一定の仕様とすることが必要となっている（例：屋内側に厚さ9.5mm以上のせっこうボード張り等）。さらに省令準耐火構造の住宅とする場合、壁の室内に面する部分については、15分以上の耐火性能を求めており、外壁を防火構造とただけでは、省令準耐火構造が求める外壁の室内側の防火被覆の仕様（例：厚さ12mm以上のせっこうボード張り等）を満たさない場合があるので注意が必要である。

18.3 界壁以外の部分の内壁

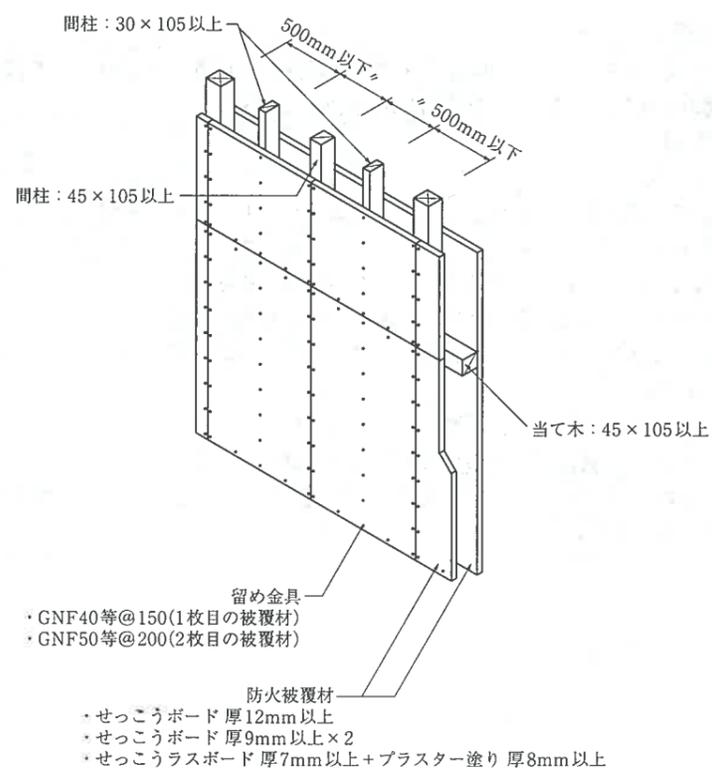
1. 外壁の室内に面する部分の防火被覆又は構造は、次のいずれかによる。ただし、外壁を防火構造の認定を受けたものとする場合は、2のロ又はハとすることができる。また、防火被覆の取付け方法は、本章18.7（壁張り）による。
 - イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り
 - ロ. 厚さ9.5mm以上のせっこうボード2枚張り
2. 1以外の室内に面する壁の防火被覆又は構造は、次のいずれかによる。防火被覆の取付け方法は、本章18.7（壁張り）による。
 - イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り
 - ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り
 - ハ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボード張りの上に、厚さ8mm以上のプラスター塗り
 - ニ. 防火構造
3. 柱及び間柱と1及び2の防火被覆の間に面材（「補助面材」という。以下同じ。）を設ける場合は、次のいずれかとし、その厚さは9mm以上とする。
 - イ. 構造用合板
 - ロ. 構造用パネル
 - ハ. ミディアムデンシティファイバーボード又はハードファイバーボード
 - ニ. パーティクルボード
 - ホ. 木質系セメント板で、不燃材料又は準不燃材料であるもの
 - ヘ. パルプセメント板で、不燃材料又は準不燃材料であるもの
 - ト. 繊維強化セメント板で、不燃材料又は準不燃材料であるもの（ただしスレートの波板を除く。）
 - チ. 火山性ガラス質複層板で、不燃材料又は準不燃材料であるもの
 - リ. せっこうボード製品で、不燃材料又は準不燃材料であるもの
4. 1, 2及び3に掲げる材料の品質は、JIS又はJASに適合するもの、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとする。

18.7 225頁

18.7 225頁



参考図 18.3.1 外壁の室内に面する部分の防火被覆の例



参考図 18.3.2 間仕切り壁の防火被覆の例

18.4 界床以外の部分の天井

18.4.1 上階に床がない部分の天井

1. 室内に面する天井の防火被覆は、次のいずれかとする。防火被覆の取付け方法は、本章18.8（天井張り）による。
 - イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り
 - ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り
 - ハ. 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に、厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板張り
2. 1に掲げる材料の品質は、JISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

18.8 227頁

18.4.2 上階に床がある部分の天井

1. 室内に面する天井の防火被覆及びその取付け方法は、次のいずれかとする。
 - イ. せっこうボード2枚張りの場合
防火被覆は、次のいずれかとする。防火被覆の取付け方法は、本章18.8（天井張り）による。
 - (イ) 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り
 - (ロ) 厚さ9mm以上のせっこうボード張りの上に、厚さ9mm以上のロックウール化粧吸音板張り
 - ロ. 天井の防火被覆の耐火性能を強化する場合
防火被覆は、厚さ12mm以上の強化せっこうボードとする。防火被覆の取付け方法は、本章18.8（天井張り）による。
2. 1に掲げる材料の品質は、JISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

18.8 227頁

18.8 227頁

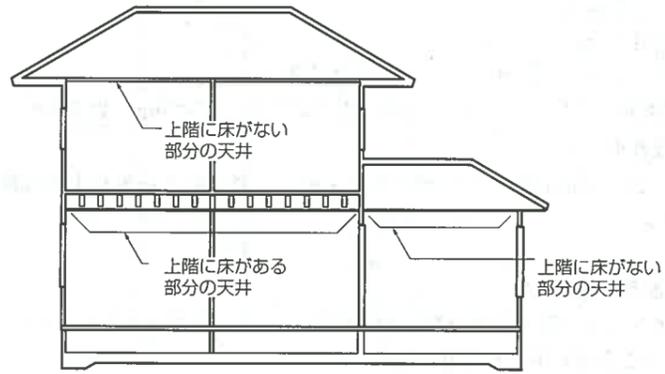
18.4.3 天井の防火被覆材の下地

室内に面する天井の防火被覆材の下地は、木製又は鋼製とし、次による。

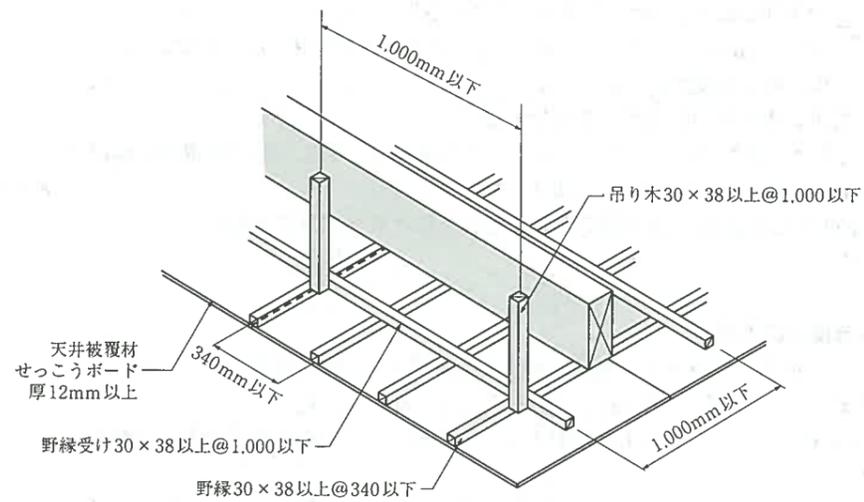
1. 木製下地とする場合は、次の各号によるものとする。
 - イ. 野縁は30mm×38mm以上の木材とし、340mm以下の間隔で野縁受けに取り付ける。
 - ロ. 野縁受けは30mm×38mm以上の木材とし、1m以下の間隔で吊り木に取り付ける。
 - ハ. 吊り木は30mm×38mm以上の木材とし、1m以下の間隔で吊り木受け又ははりに取り付ける。
2. 鋼製下地とする場合は、次の各号によるものとする。
 - イ. 野縁は、原材料が溶融亜鉛めっき鋼板（JISに規定するもので、両面等厚めっきの最小付着量表示記号Z12以上のもの）又はガルバリウム鋼板（JISに規定するもので、両面等厚めっきの最小付着量表示記号AZ120以上のもの）の角形鋼で、幅及び高さともに40mm以上、厚さが0.4mm以上のものとし、340mm以下の間隔で野縁受けに取り付ける。
 - ロ. 野縁受けの断面寸法は、[-30×30×1.6又は[-12×38×0.9とし、野縁のたわみが野縁受けの設置間隔の1/750以下となるよう取り付ける。
 - ハ. 吊りボルト及び吊り金具の間隔は、1.5m以下とする。
3. 本章18.4.2（上階に床がある部分の天井）の1のロにより、天井の防火被覆材を1枚張りとする場合、上記1又は2に加えて、防火被覆材の裏面に、次のいずれかの措置を講ずる。
 - イ. 厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）、又は厚さ100mm以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）のいずれかを充填する。
 - ロ. 天井の防火被覆材の目地部分には、野縁、野縁受け又は当て木を設ける。

18.4.2の1 221頁

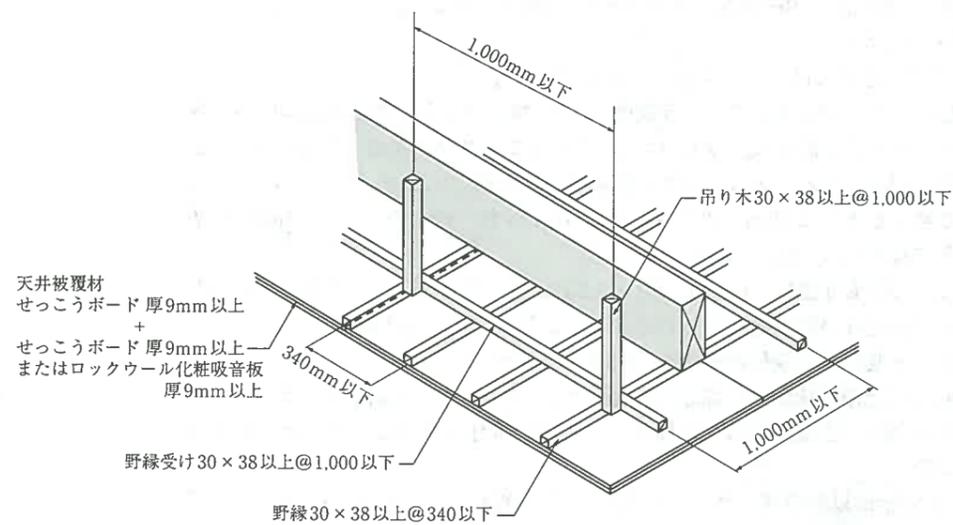
当て木は、30mm × 38mm 以上の木材又は鋼材、若しくは厚さ0.4mm × 幅90mm 以上の鋼板とする。



参考図 18.4 上階に床のある、なしの区分

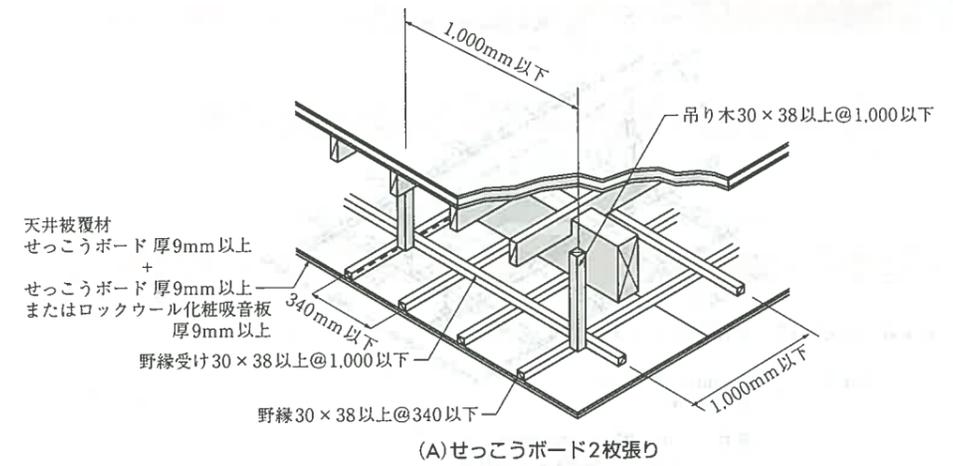


(A) せっこうボード1枚張り

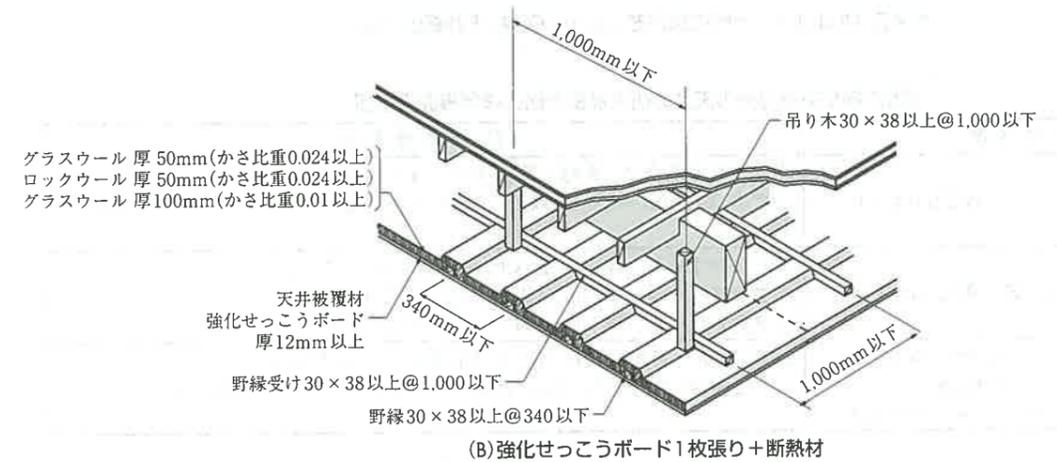


(B) せっこうボード2枚張り

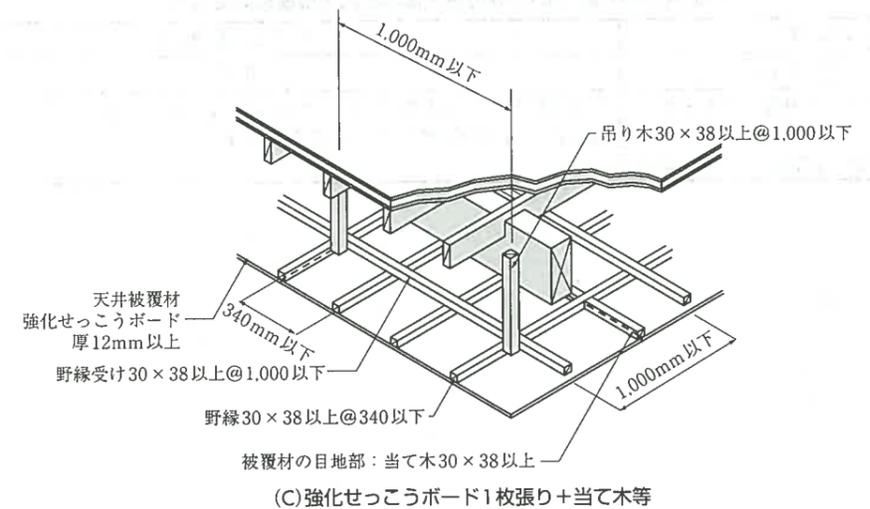
参考図 18.4.1 上階に床がない部分の天井(天井木製下地)



(A) せっこうボード2枚張り

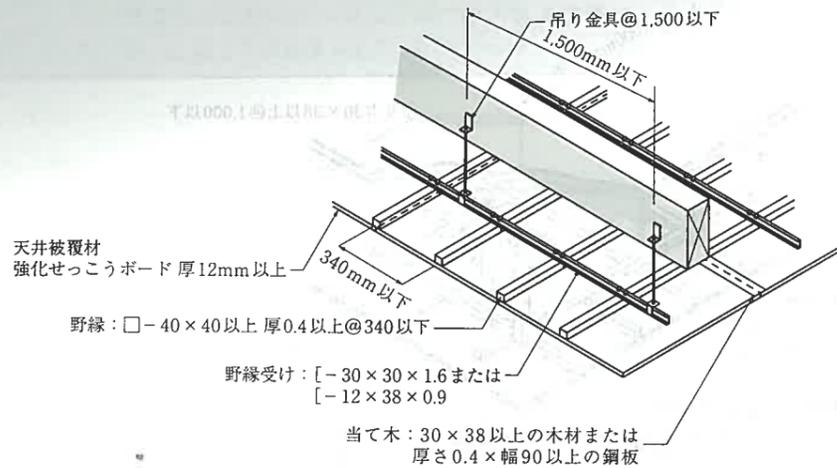


(B) 強化せっこうボード1枚張り+断熱材



(C) 強化せっこうボード1枚張り+当て木等

参考図 18.4.3-1 上階に床がある部分の天井(天井木製下地)



参考図 18.4.3-2 上階に床がある部分の天井(天井鋼製下地)

上階に床がある部分の天井の防火被覆と防火被覆裏面の措置

防火被覆	防火被覆裏面
A. 強化せっこうボード 厚12mm以上	ボード目地部分に、野縁・野縁受け・当て木を設ける。 当て木は30mm×38mm以上の木材・鋼材、または厚0.4mm×幅90mm以上の鋼板
B. 強化せっこうボード 厚12mm以上	①ロックウール 厚50mm以上(かさ比重0.024以上) ②グラスウール 厚50mm以上(かさ比重0.024以上) ③グラスウール 厚100mm以上(かさ比重0.01以上)
C. ①せっこうボード 厚9mm以上×2 ②せっこうボード 厚9mm以上 + RW化粧吸音板 厚9mm以上	1枚目のボードと2枚目のボードの目地は一致させない。 やむを得ず一致する場合は、所定の断熱材または当て木を設ける。

上階に床がない部分の天井の防火被覆と防火被覆裏面の措置

防火被覆	防火被覆裏面
A. せっこうボード 厚12mm以上	不要
B. ①せっこうボード 厚9mm以上×2 ②せっこうボード 厚9mm以上 + RW化粧吸音板 厚9mm以上	1枚目のボードと2枚目のボードの目地は一致させない(やむを得ず一致する場合は、所定の断熱材または当て木を設ける)。

18.5 界壁

連続建ての住宅相互間の界壁の仕様は、本章17.1.5(界壁)による。

17.1.5 208頁

18.6 界床

重ね建ての住宅相互間の界床の防火被覆及び構造は、本章17.2.7(界床以外の床(最下階の床を除く))による。

17.2.7 214頁

18.7 壁張り

18.7.1 1枚張り

界壁以外の部分の室内に面する壁の防火被覆材を、1枚張りとする場合の下地及び留付けは、次による。

- 防火被覆材は柱、間柱その他の垂直部材及び土台、はり、胴差しその他の横架材に、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、タッピンねじ又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で確実に留め付ける。
- 留め金具の間隔は、被覆材の外周部及び中間部ともに150mm以下とする。
- 防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け留め付ける。なお、間柱その他の構造材のうち、当て木の断面寸法以上のものをもって当て木にかえることができる。
- 柱及び間柱の間隔は500mm以下とし、間柱の断面寸法は30mm×105mm以上とする。
- 当て木の断面寸法は、次による。
イ. □防火被覆材の目地部分に設ける場合は、45mm×105mm以上とする。
ロ. □床又は天井と壁の取合い部、壁と壁との取合い部に設ける場合は、30mm×38mm以上とする。
- 補助面材が設けられている部分については、補助面材の当て木又は間柱に接する部分を、当て木又は間柱の断面寸法に含まれるものとみなすことができる。

18.7.2 2枚張り

界壁以外の部分の室内に面する壁の防火被覆材を、2枚張りとする場合の下地及び留付けは、次による。

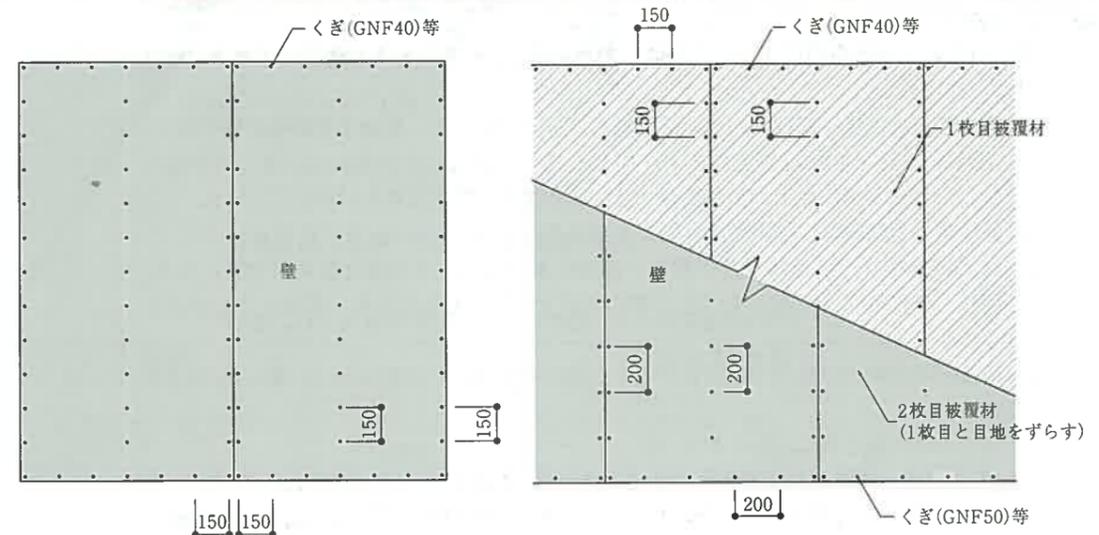
- 防火被覆材は柱、間柱その他の垂直部材及び土台、はり、胴差しその他の横架材に、1枚目に張る防火被覆材(以下「1枚目ボード」という。)においては、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、タッピンねじ又はこれらに類する留め金具で、2枚目に張る防火被覆材(以下「2枚目ボード」という。)においては、GNF50、長さ50mm以上のステーブル、長さ40mm以上の木ねじ、タッピンねじ又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で確実に留め付ける。
- 留め金具の間隔は、1枚目ボードの外周部及び中間部はともに150mm以下、2枚目ボードの外周部及び中間部はともに200mm以下とする。
- 防火被覆材は、壁の外周部を除き、1枚目と2枚目ボードの目地が一致しないように配置する。やむを得ず目地が一致する場合は、当該部分の裏面に当て木を設ける。なお、間柱その他の構造材をもって当て木にかえることができる。
- 柱、間柱の間隔及び間柱の断面寸法は、本章18.7.1(1枚張り)の4による。 18.7.1の4 225頁
- 当て木の断面寸法は、本章18.7.1(1枚張り)の5による。 18.7.1の5 225頁
- 補助面材を設ける場合は、本章18.7.1(1枚張り)の6による。 18.7.1の6 225頁

18.7.3 界壁部留付け

界壁の部分の防火被覆材の留付けは、次による。

- 防火被覆材は柱、間柱その他の垂直部材及び土台、はり、胴差しその他の横架材に、GNF40、長さ40mm以上の木ねじ、ステーブル、タッピンねじ又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で確実に留め付ける。ただし、2枚目に張るせっこう

ボードは、長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。
 2. 留め金具の間隔は、外周部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
 3. 防火被覆材は、壁の外周部を除き1枚目と2枚目のボードの目地が一致しないように配置する。やむを得ず目地が一致する場合は、当該部分の裏面に当て木を設ける。
 なお、間柱その他の構造材をもって当て木にかえることができる。
 4. 当て木の断面寸法は、30mm×38mm以上とする。



(A)1枚張りの場合 (B)2枚張りの場合
 参考図18.7 室内側防火被覆材の留付け

壁(界壁以外)の留め金具の種類と長さ・留付け間隔

		留め金具の種類と長さ				留付け間隔		
		GNFくぎ	ステーブル	木ねじ	タッピンねじ	外周部	中間部	
壁 (界壁以外)	1枚張り	GNF40以上	40mm以上	28mm以上		150mm以内		
	2枚張り	1枚目	GNF40以上	40mm以上	28mm以上		150mm以内	
		2枚目	GNF50以上	50mm以上	40mm以上		200mm以内	

天井(界床以外)の留め金具の種類と長さ・留付け間隔

		留め金具の種類と長さ				留付け間隔		
		GNFくぎ	ステーブル	木ねじ	タッピンねじ	外周部	中間部	
床 (界床以外)	1枚張り	GNF40以上	40mm以上	28mm以上		150mm以内	200mm以内	
	2枚張り	1枚目	GNF40以上	40mm以上	28mm以上		300mm以内	
		2枚目	GNF50以上	50mm以上	40mm以上		150mm以内	200mm以内

18.8 天井張り

18.8.1 1枚張り

界床以外の部分の室内に面する天井の防火被覆材を、1枚張りとする場合の留付けは、次の各号に適合するものとする。

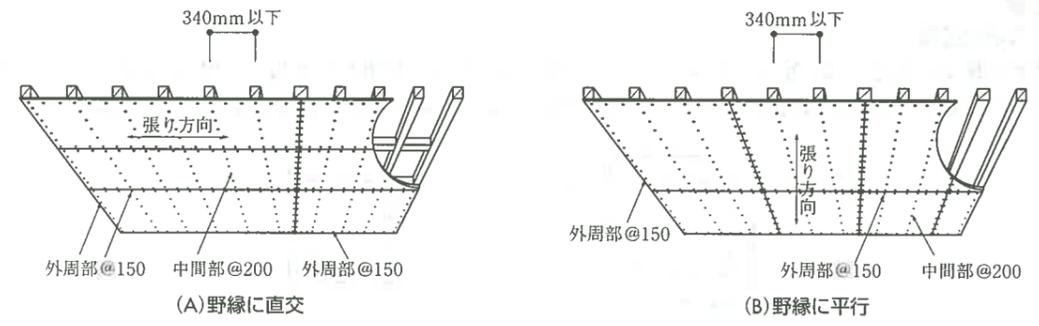
- 防火被覆材は根太、野縁等に、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、タッピンねじ又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で確実に留め付ける。
- 留め金具の間隔は、外周部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。

18.8.2 2枚張り

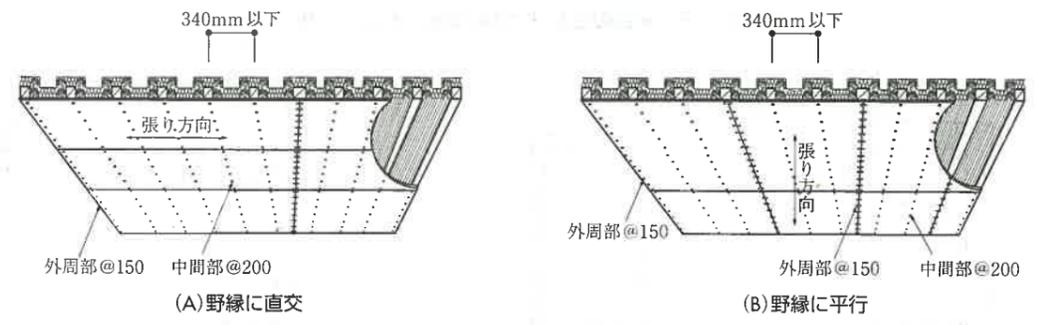
界床以外の部分の室内に面する天井の防火被覆材を、2枚張りとする場合の留付けは、次による。

- 防火被覆材は根太、野縁等に、1枚目ボードにおいては、GNF40、長さ40mm以上のステーブル、長さ28mm以上の木ねじ、タッピンねじ又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で、2枚目ボードにおいては、GNF50、長さ50mm以上のステーブル、長さ40mm以上の木ねじ、タッピンねじ又はこれらと同等以上の品質及び寸法の留め金具で確実に留め付ける。
- 留め金具の間隔は、1枚目ボードの外周部及び中間部はともに300mm以下、2枚目ボードの外周部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
- 防火被覆材は、天井の外周部を除き1枚目と2枚目ボードの目地が一致しないように配置する。やむを得ず目地が一致する場合は当該部分の裏面の仕様は、本章18.4.3(天井の防火被覆材の下地)の3による。

18.4.3の3 221頁



参考図18.8-1 上階に床がある部分の天井の防火被覆材の取付け方法(天井の防火被覆材の裏面に当て木を設ける場合)



参考図18.8-2 上階に床がある部分の天井の防火被覆材の取付け方法(天井の防火被覆材の裏面に断熱材を充填する場合)

18.9 柱
 柱の防火被覆は、屋外に面する部分にあっては、本章18.2（屋根、外壁及び軒裏）の2に、室内に面する部分にあっては、本章18.3（界壁以外の部分の内壁）及び本章18.5（界壁）のいずれかに準じる。ただし、本章18.2（屋根、外壁及び軒裏）の2、本章18.3（界壁以外の部分の内壁）及び本章18.5（界壁）に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。

18.2の2 218頁
 18.3 219頁
 18.5 225頁
 18.2の2 218頁
 18.3 219頁
 18.5 225頁

18.10 はり
 1. はりの防火被覆は、屋外に面する部分にあっては、本章18.2（屋根、外壁及び軒裏）の2に準じ、室内に面する部分にあっては、次のいずれかとする。ただし、本章18.2（屋根、外壁及び軒裏）の2、本章18.3（界壁以外の部分の内壁）から本章18.6（界床）に掲げる防火被覆を設けた壁及び天井の内部にあるものについては、これによらないことができる。

イ. □ 厚さ9mm以上のせっこうボード2枚張り
 ロ. □ 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り

2. 本章18.8（天井張り）は、はりの防火被覆の留付けを、前項のイ又はロとした場合に準用する。この場合において、同項中「根太、野縁等の横架材」とあるのは、「はり、根太、野縁等の横架材」と読み替えるものとする。

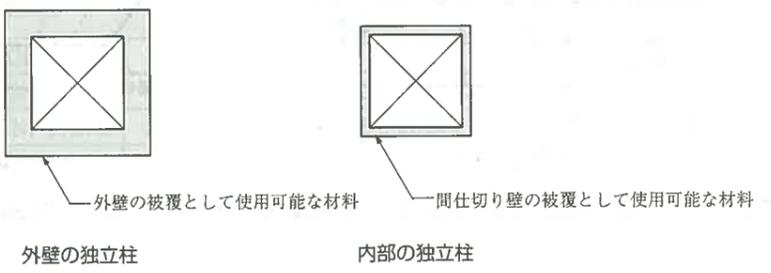
18.2の2 218頁
 18.2の2 218頁
 18.3 219頁
 18.6 225頁
 18.8の1・2 227頁

18.11 下がり天井
 下がり天井（設備機器の設置その他の必要から天井面の一部を下げた部分をいう。）を設ける場合の防火被覆及び天井構成は、当該室の天井と同一とする。

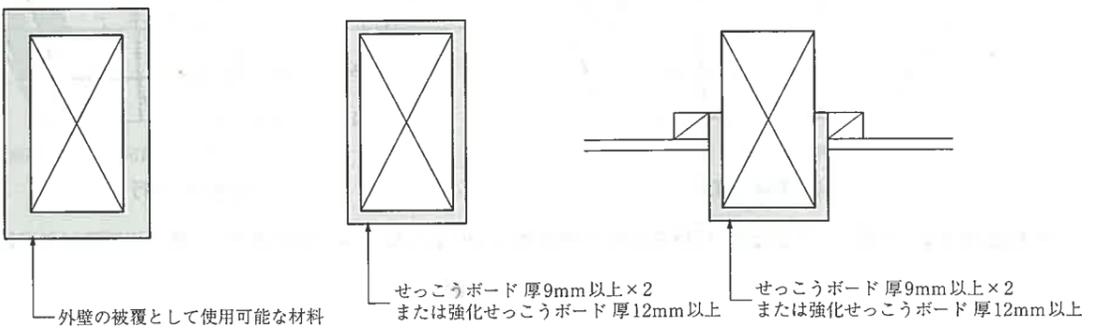
留意事項

柱、はりの防火被覆

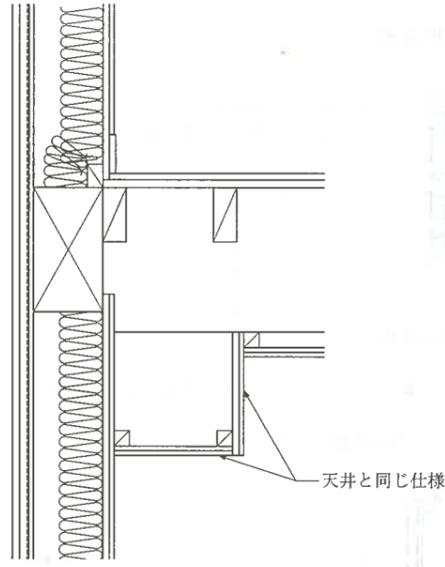
省令準耐火構造の住宅では、壁や天井を防火被覆することにより、軸組材に容易に着火しないようにすることが必要である。建築基準法の準耐火構造において可能な「燃え代設計」は、省令準耐火構造の住宅では採用できない。



参考図 18.9 外部の独立柱と内部の独立柱の防火被覆例



参考図 18.10 はりの防火被覆例



参考図 18.11 下がり天井の例

18.12 その他

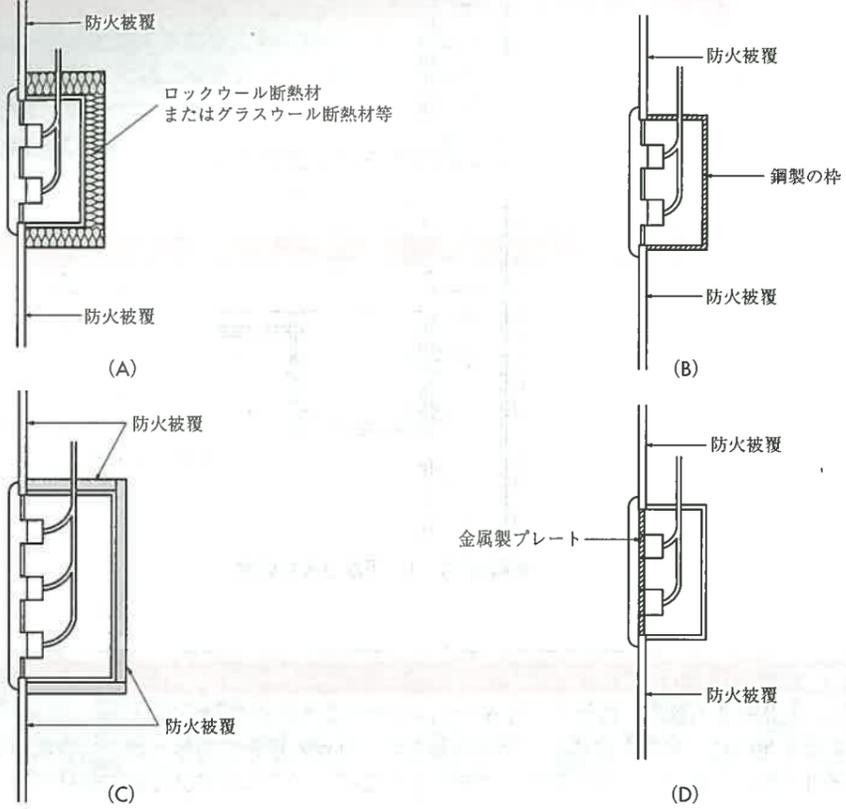
- 壁及び天井の防火被覆の目地は、防火上支障のないよう処理する。
 - 壁又は天井の防火被覆を貫通して設備器具を取り付ける場合にあっては、当該器具又は当該器具の裏面を、当該部分に空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り又はおおうものとする。
 - 床又は天井と壁との取合い部、壁と壁との取合い部及び天井内部における間仕切り壁と横架材との間には、火炎が相互に貫通しないようファイヤーストップ材を設け、その材料は次のいずれかとする。
 - 厚さ30mm以上の木材
 - 厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）、又は厚さ100mm以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）
 - 厚さ12mm以上のせっこうボード
 - 本章18.3（界壁以外の部分の内壁）及び本章18.12（その他）の3の適用にあたっては、連続した室の面積の合計が10m²以内となる場合においては、火気を使用する室が含まれる場合を除き、それらをまとめて1室として取り扱うことができるものとする。
 - 外壁、界壁、界壁以外の部分の内壁、界床、界床以外の部分の天井、柱及びはりのうち、鉄筋コンクリート造によるものについては、本章18.2（屋根、外壁及び軒裏）から本章18.6（界床）、本章18.9（柱）及び本章18.10（はり）の規定は適用しない。
- 18.3 219頁
 18.12の3 229頁
 18.2 218頁
 18.6 225頁
 18.9 228頁
 18.10 228頁

留意事項

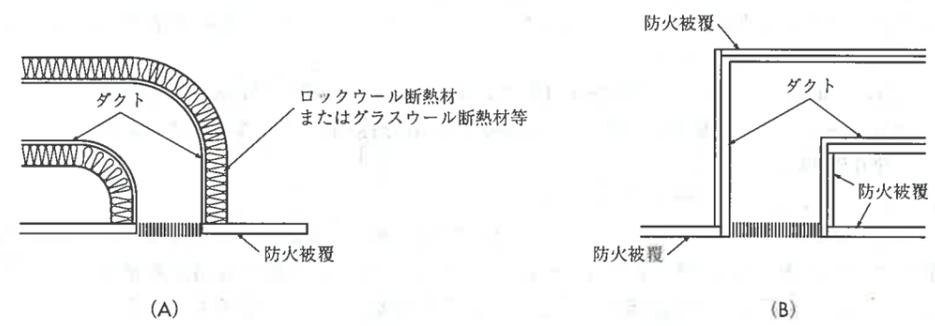
壁または天井への設備器具の設置

防火被覆を貫通して設備器具を取り付ける場合、壁・天井内に火炎が侵入しないよう、以下のいずれかの防火被覆を施す。

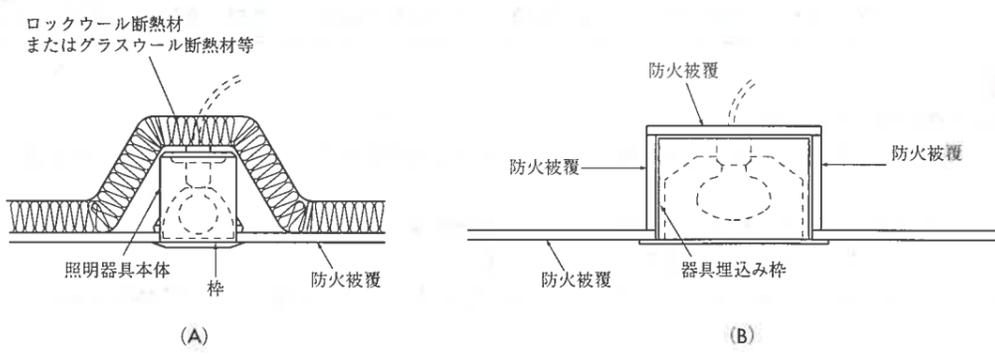
- 当該器具の裏面をロックウール断熱材、グラスウール断熱材等で被覆する。
- 当該器具の裏面をせっこうボードや鋼製の枠で被覆する。
- コンセント差込み口以外の部分等について、金属製のプレート等により被覆した器具を使用する。



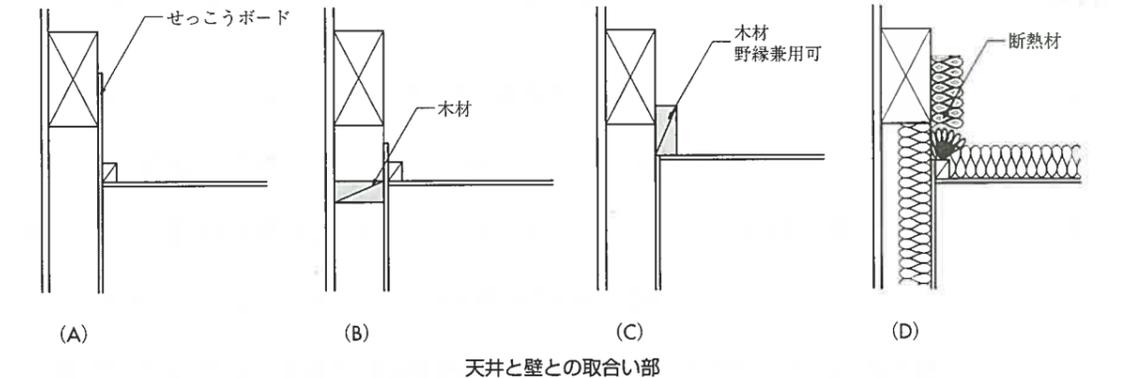
参考図18.12.2-1 設備器具の防火被覆例(コンセントボックス)



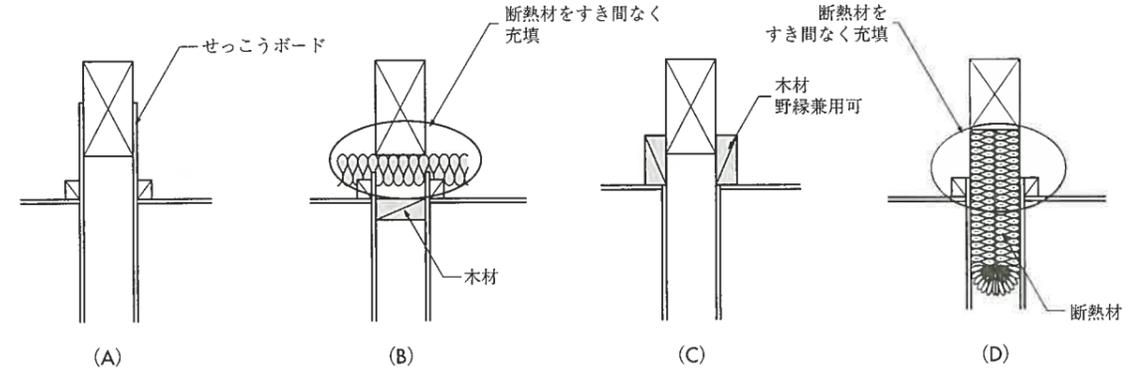
参考図18.12.2-2 設備器具の防火被覆例(ダクト等)



参考図18.12.2-3 埋込み照明器具の防火被覆例



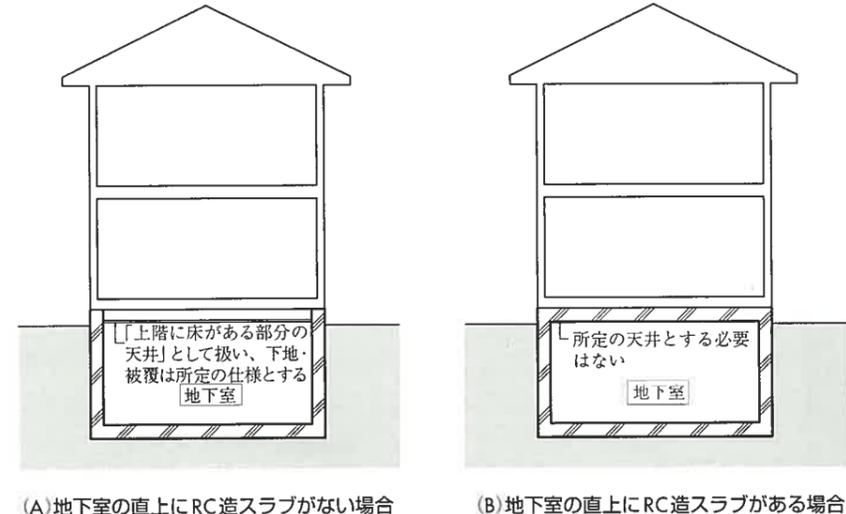
天井と壁との取合い部



天井と間仕切り壁との取合い部

天井と壁の取合い部及び天井と間仕切り壁との取合い部は、天井・壁間で火災が容易に拡大しないように、せっこうボードまたは断熱材等で区画する。

参考図18.12.3 ファイヤーストップの取合いの例



(A) 地下室の直上にRC造スラブがない場合 (B) 地下室の直上にRC造スラブがある場合

参考図18.12.5 地下室の直上スラブの有無による地下室天井の考え方